

令和2年度

## 指定管理者監査報告書

天塩町立特別養護老人ホーム「恵愛荘」

天塩町在宅老人デイ・サービスセンター

天塩町ケアハウス「かがやき」

天塩町監査委員

## 監査の対象

### 1. 公の施設

- (1) 天塩町立特別養護老人ホーム「恵愛荘」(天塩町字サラキシ 5710 番地)
- (2) 天塩町在宅老人デイ・サービスセンター (天塩町字サラキシ 5710 番地)
- (3) 天塩町ケアハウス「かがやき」(天塩町字サラキシ 5710 番地)

### 2. 指定管理者

- (1) 社会福祉法人 天塩町社会福祉協議会 (天塩町字川口 5699 番地の 1)

### 3. 所管課

- (1) 福祉課

### 4. 監査の範囲

平成 30 年から令和 2 年度に執行された (執行中も含む)、公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

### 5. 監査の期間

令和 3 年 2 月 1 日 (月) から令和 3 年 2 月 5 日 (金) まで

当該説明聴取日 令和 3 年 2 月 3 日 (水) 13 時

### 6. 監査の主眼及び方法

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかを主眼に、所管課及び指定管理者から監査の対象となった財務事務に関する執行状況が、関係法令や町条例、規則等に沿って適正かつ効率的に行われているかについて、事前提出された監査資料及び提出を求めた関係書類に基づいて、書類照合・その他の実施すべき監査手続き、説明聴取により実施した。

#### (1) 所管課

- ① 指定管理者を選定した目的・趣旨が達成されているか。
- ② 協定書の締結は適正に行われているか。
- ③ 事業に対する指導監督は適正に行われているか。
- ④ 業務の履行は業務報告書によりなされているか。

#### (2) 指定管理者

- ① 事業の執行は協定書及び仕様書に従って実施されているか。
- ② 会計処理は適正に行われているか。
- ③ 財産の管理は適正に行われているか。
- ④ 出納関係の諸帳簿の整備は適正に行われているか。
- ⑤ 収納事務は適正に行われているか。

- ⑥ 内部監査担当者及び監事が任命されているか。
- ⑦ 監事による例月出納検査は行われているか。
- ⑧ 貸借対照表の預金残高は預金残高証明書の金額と一致しているか。
- ⑨ 貸借対照表の借入残高は貸付金残高証明書の金額と一致しているか。
- ⑩ 収益的収入支出予算の科目と損益計算書の勘定科目が一致しているか。
- ⑪ 資本的収入支出予算の執行額と貸借対照表の各勘定科目の増減額が一致しているか。
- ⑫ 収入支出各予算の執行状況は妥当か。
- ⑬ 収入の調定は適正に行われているか。
- ⑭ 人件費の内容は妥当か。社会保険、労災保険等に加入しているか。
- ⑮ 正規職員、臨時職員は直接雇用になっているか。
- ⑯ 賃金単価は妥当か。最低賃金単価以上を遵守しているか。
- ⑰ 物件費の契約金額、支出内容は妥当か。
- ⑱ 施設の管理状況は書類で整理されているか。管理業務の実施状況を日々チェックしているか。所管課と常に協議し、最善の状態が保たれているか。
- ⑲ 施設の維持管理に係るマニュアル等は整備されているか。
- ⑳ 施設の利用状況は書類で整理されているか。
- ㉑ 問題点を把握し改善事項を整理されているか。

## 7. 監査の結果について

監査の結果は、以下に述べるとおりである。

### (1) 施設の概要

#### ① 所在地等

施設名	天塩町立特別養護老人ホーム「恵愛荘」	天塩町在宅老人デイ・サービスセンター	天塩町ケアハウス「かがやき」
所在地	天塩町字サラキシ 5710 番地	天塩町字サラキシ 5710 番地	天塩町字サラキシ 5710 番地
定員	50 名 (短期入所 10 名)	30 名	15 名
敷地面積	32,275 m <sup>2</sup>	32,275 m <sup>2</sup>	32,275 m <sup>2</sup>
建物の面積	2,712 m <sup>2</sup>	405 m <sup>2</sup>	1,142 m <sup>2</sup>
建物の構造	鉄筋コンクリート平屋建	鉄筋コンクリート平屋建	鉄筋コンクリート平屋建
建築年	昭和 52 年	平成 4 年	平成 10 年
事業開始日	昭和 52 年 4 月 1 日	平成 4 年 2 月 24 日	平成 10 年 4 月 1 日
主な設備	暖房給湯ボイラー 特殊浴槽 (座浴、寝浴) 業務用洗濯機 業務用乾燥機 等	共同入浴場 平行棒 リハビリ設備 等	ミニキッチン 温水便座トイレ 非常用ナースコール ユニットバス 等

(2) 指定管理者の選定経緯

- ① 平成 30 年 1 月 31 日 第 1 回指定管理者選考委員会  
指定管理者の候補者選定について、(社福)天塩町社会福祉協議会に指名することを決定。
- ② 平成 30 年 2 月 13 日 第 2 回指定管理者選考委員会  
指定管理者の事業計画書の内容審議  
(社福)天塩町社会福祉協議会を候補者として答申
- ③ 平成 30 年 3 月定例議会  
指定管理者を(社福)天塩町社会福祉協議会にすることを議決
- ④ 平成 30 年 3 月 19 日  
指定管理者指定の告示  
・天塩町立特別養護老人ホーム「恵愛荘」(天塩町告示第 33 号)  
・天塩町在宅老人デイ・サービスセンター(天塩町告示第 34 号)  
・天塩町ケアハウス「かがやき」(天塩町告示第 35 号)
- ⑤ 平成 30 年 4 月 1 日  
基本協定締結

(3) 天塩町と指定管理者との協定書内容

- ① 指定期間(協定書第 6 条第 1 項)  
平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年(令和 3 年) 3 月 31 日までの 3 年間
- ② 指定管理料(年度協定書第 3 条) (単位:円)

		恵愛荘	デイサービス	ケアハウス	合計
平成 30年度	4~12月	5,559,000円	2,095,000円	5,003,000円	
	1~3月	0円	0円	0円	
	計	16,677,000円	6,285,000円	15,009,000円	37,971,000円
令和 元年度	4~12月	5,903,000円	2,365,500円	5,086,000円	
	1~3月	5,903,000円	2,365,000円	5,086,000円	
	計	23,612,000円	9,462,000円	20,344,000円	53,418,000円
令和 2年度 (見込)	4~12月	6,795,000円	2,304,000円	5,142,000円	
	1~3月	6,796,000円	2,305,000円	5,142,000円	
	計	27,181,000円	9,217,000円	20,568,000円	56,966,000円

四半期ごとに指定管理者の請求により支払う。

- ③ 業務の範囲(基本協定書第 7 条)
  - ア. 天塩町立特別養護老人ホーム「恵愛荘」
    - ア) 特別養護老人ホームの利用に関すること
    - イ) 特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、生活管理指導短期宿泊事業に関する業務
  - イ. 天塩町在宅老人デイ・サービスセンター

- ア) 天塩町在宅老人デイ・サービスセンターの利用に関すること
- イ) 天塩町在宅老人デイ・サービスセンター事業に関する業務
- ウ. 天塩町ケアハウス「かがやき」
  - ア) 天塩町ケアハウス「かがやき」の利用に関すること
  - イ) 天塩町ケアハウス「かがやき」事業に関する業務
- エ. 上記業務の細目は、仕様書により明確にされている。

④ 利用料金収入の取扱い（基本協定書第 24 条）

当該施設に係る利用料金は、指定管理者の収入として収受することができることとなっている。

⑤ 利用料金（基本協定書第 25 条、年度協定書第 4 条）

利用料金は、天塩町立特別養護老人ホーム設置条例、天塩町在宅老人デイ・サービスセンター設置及び管理に関する条例、天塩町ケアハウス設置及び管理条例に規定する利用料金となっている。

⑥ 施設等管理上の必要経費（仕様書 6）

施設を適正に維持するための経費について、指定管理者が負担すべきものと町が負担すべきものとの区分が、施設指定管理施設の仕様書により明確に示されている。

(4) 指定管理者の各施設の利用実績

①天塩町立特別養護老人ホーム

施設名	恵愛荘入所者 (単位: 延人数)					
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
平成 30 年度	432 人	3,432 人	6,146 人	4,726 人	3,006 人	17,742 人
令和元年度	122 人	3,010 人	5,902 人	4,866 人	3,563 人	17,463 人
令和 2 年度	551 人	1,337 人	4,546 人	3,842 人	3,230 人	13,506 人

施設名	ショートステイ利用者 (単位: 延人数)							
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
平成 30 年度	9 人	11 人	206 人	601 人	443 人	902 人	134 人	2,306 人
令和元年度	6 人	20 人	302 人	493 人	617 人	135 人	0 人	1,573 人
令和 2 年度	0 人	11 人	135 人	411 人	530 人	426 人	0 人	1,513 人

②天塩町在宅老人デイ・サービスセンター

施設	デイ・サービス利用者 (単位: 延人数)								
	なし	支援 1	支援 2	介護 1	介護 2	介護 3	介護 4	介護 5	計
H30	79 人	293 人	754 人	1176 人	817 人	1058 人	393 人	46 人	4616 人
R 元	115 人	339 人	574 人	1554 人	830 人	1050 人	243 人	20 人	4725 人
R 2	85 人	204 人	309 人	1228 人	904 人	832 人	225 人	0 人	3787 人

③天塩町ケアハウス「かがやき」

施設名	ケアハウス入所者 (単位: 延人数)		
	単身者居室	夫婦居室	計
平成 30 年度	107 人	42 人	149 人
令和元年度	103 人	54 人	157 人
令和 2 年度	80 人	45 人	125 人

(5) 収支状況について

事業活動計算書 (社会福祉事業区分)

(単位: 千円)

		サービス活動部門			サービス以外の部門			差額
		収入	支出	収支①	収入	支出	収支②	①+②
(参考)	H27	333,257	301,600	31,657			△2,816	34,473
	H28	342,079	312,678	29,401	159	246	△88	29,313
	H29	351,205	324,430	26,775	171	272	△101	26,674
	平成 30 年度	345,593	336,356	9,237	154	308	△154	9,083
	令和元年度	352,582	341,736	10,846	276	307	△31	10,815
	令和 2 年度							

※令和 2 年度は見込みのため転記せず。

令和元年度末における社会福祉事業区分貸借対照表内訳によると、純資産の部【その他の積立金】では社協運営基金積立金 32,633,756 円、事業運営安定積立金 91,364,033 円、併せて 123,997,789 円、【次期繰越活動増減差額】として 121,765,157 円で、総額で 245,762,946 円の活用可能な財産があることとなっている。

社会福祉法人の保有財産の分類や取り扱いについてはルールが明確化されていなかったため、平成 28 年度に社会福祉法の改正があり、法人の財産に関して客観的かつ公平なルールが整備された。これに伴い、必要な決算状況等を毎年度厚生労働省へ報告し、基準を上回る財源額（以下「社会福祉充実残額」という。）がある場合は、内部留保資金の明確な用途を示す「社会福祉充実計画」を策定し資金運用をすることとなっているが、天塩町社会福祉協議会においては下記の表のとおりマイナス算定となっており「社会福祉充実計画」の策定を要しない団体となっている。

・令和元年度天塩町社会福祉協議会の「社会福祉充実残額」計算表

項目		金額	備考
活用可能な財産	A	245,762,946 円	内部留保資金
事業に活用している不動産等	B	4,600,135 円	
年間事業活動支出	C	335,527,909 円	
控除対象財産	D	340,128,044 円	B+C
社会福祉充実残額	E	△94,360,000 円	A-D

今回の指定管理者監査において聞き取りし確認をした、天塩町社会福祉協議会が考えている資金の内訳は下記のとおりである。

項目		金額	備考
活用可能な財産	ア	245,762,946 円	=A (前頁計算表内)
目標の基金額	イ	150,000,000 円	社協として必要とされる基金額
必要な運転資金	ウ	83,881,977 円	年間事業費の3か月分
減価償却費	エ	2,199,952 円	財産目録価額
合計	オ	236,081,929 円	イ+ウ+エ

## 8. 総括

指定管理者との協定書の締結にあたっては、協定書の締結及び年度協定書により締結されており、管理運営に係る内容については必要とされる事項をはじめ、経費の負担区分の明確化もされていることから適正に締結されていると認められるとともに会計事務処理等収支に関しても適正に処理がされていることが確認された。

なお、今までの議会や全員協議会などで協議された、社会福祉協議会が保有する必要があるとする基金の額「150,000,000 円」について今後どのように考えていくか、整理していく必要があるのではないかとと思われる。

また、当年度資金収支額がプラスの場合（収益があった場合）の用途方法に関しても、取り決め等が必要ではないかとと思われる。